平成一〇年(ネ)第四八三九号製造販売差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所 平成四年(ワ)第八五三七号) (平成一一年一〇月四日口頭弁論終結)

> 判 控訴人(原審原告) 株式会社エムアンドシーシステム 右代表者代表取締役 沖信春彦 右訴訟代理人弁護士 同 出縄正人 同 平石孝行 保坂美江子 同 辻 哲哉 同 右補佐人弁理士 [B] 被控訴人 (原審被告) 富士通株式会社 右代表者代表取締役 [C]植松宏嘉 右訴訟代理人弁護士 [D] 右補佐人弁理士 主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。 事実及び理由

当事者の求めた判決

控訴人

原判決を取り消す。 1

- 2 被控訴人は、原判決別紙物件目録(但し、一枚目表三行目の「内臓され」 を「内蔵され」に、四枚目表一一行目の「ダンプリスとでは」を「ダンプリストで は」に、五枚目表一行目の「後挿入」を「誤挿入」にそれぞれ改める。)(一) (二)、(三)及び(四)記載の物件を製造し、販売し、又は第三者に使用させてはなら ない。
- 被控訴人は控訴人に対し、金一億円及びこれに対する平成四年六月一一日 から支払済みまで年六パーセントの割合による金員を支払え。 4 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人の負担とする。

  - 仮執行宣言 5
  - 被控訴人
  - 主文と同旨
- 当事者の主張
- 当事者双方の主張は、次のとおり加入、訂正し、後記二及び三のとおり当審 における主張を付加するほかは、原判決事実及び理由欄の「第二 事案の概要」及び「第三 争点に関する当事者の主張」のとおりであるから、これを引用する。 1 原判決八頁末行の「原告」を「甲(原告)」に、同九頁六行目の「被告」
- (被告)」に、それぞれ改める。
  - 同一二頁八行目の「前記一3の」とあるのを「前記一4の」に改める。
- 同一三頁三行目の「損害賠償」の次に「として金六億五四〇〇万円の内金 一億円の支払」を加える。
  - 4 同別紙機密情報目録二枚目表一行目の「後挿入」を「誤挿入」に改める。 控訴人の主張
- 争点1(被控訴人に本件契約第五条に違反する行為があったか)について (一) 本件契約は、控訴人が被控訴人に対し、POS端末機製造のために必 要な特許権・実用新案権等の工業所有権(出願中の権利を含む。)その他のノウハ ウを開示し、その使用を導入先(金市舘)に限定して許諾するノウハウの実施許諾 (ライセンス) 契約と、製造されたPOS端末機を導入先にのみ限定して販売する ことを許諾する販売許諾契約とから構成される契約である。

この点につき、被控訴人は、本件契約が実施許諾契約ではないとし、ロイヤリティ支払の合意がないことがそのことを示していると主張するが、本件契約が、その内容においても、契約書(甲第一号証)の文言からしても、製造・販売先を金市舘に限定したノウハウ実施許諾(ライセンス)契約であることは明白である。 る。また、製造・販売先を金市舘に限定した契約であり、かつ、金市舘は控訴人が 直接M&Cカードシステムを販売することができる控訴人の顧客であって、被控訴 人に対し、金市舘に限定した製造販売許諾をする際にも、金市舘にM&Cカードシ ステムの導入ができれば目的を達し、被控訴人から対価を徴収する必要性は実務と

してはないので、ロイヤリティ支払の合意がないことも合理性を有するものである。

(二) 原判決は、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」を、公然と知られ、又は公然と実施されている情報だけでなく、公然と知られ、又は公然と実施されている情報を組み合せることによって容易に想到し得る情報をも含むものと解したが、それは誤りである。

すなわち、右(一)のとおり、本件契約は、ノウハウの実施許諾(ライセンス)契約を含むものであるが、本件契約締結時である昭和六三年当時、ノウハウ実施許諾契約書の秘密保持条項における公知又は公用の情報の意義に関し、公然と知られ、又は公然と実施されている情報から容易に想到し得る情報については、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれるとの考え方が一般に存在していた。したがって、公然と知られ、又は公然と実施されている情報から容易に想到し得る情報がすべて公知であるとする原判決の判断は誤りである。

また、特許法においては、公知・公用発明(特許法二九条一項)と、かかる発明に基づいて容易に発明することができた発明(同条二項)とが明確に区別されており、公知文献と公知文献とを単に組み合せたことによって公知とされるものではない。このような明確な「公知」の概念に基づけば、契約当事者間においても、契約書の条項において「公知」と記載した場合には、かかる法概念の下で用いているものと考えるべきであり、そうすると、公然と知られ、又は実施されているものに限られ、それから容易に想到し得るものは排斥されているものというべきである。

さらに、本件契約五条一項②は、開示を受け、又は知得した後に自己の 責に帰さない事由により、公知又は公用となった情報を秘密保持義務の範囲からいるいるのは公用の概念が時間的経過を経て変化し得ることを前提とでいることが読み取れるが、そうであれば、公知又は公用の意義は、当事者間のといることが読み取れるが、そうであれば、公知又は公用の意義は、当事者間のというような公知の範疇が不明確に拡大するような解釈は、本件契約の当事者間のらに対した。 おきな公知の範疇が不明確に拡大するような解釈は、本件契約の当事者間のらいの意思に反するものである。また、本件契約において、被控訴人は、控訴人は、理訴人は、と受ける際に、当該機密情報に係るロイヤリティ等の対価の支払を行いるによいわらず、POS端末機の販売により大きな利益を得ている。その対していたと解するのが自然であり、他方、被控訴人にとっては、公知・公用の範囲でいたと解するのが自然であり、他方、被控訴人にとっては、公知・公用の範囲で、現に公然と知られ、又は公然と実施されているものとされても何ら不利益は生じない。

そして、「公知または公用」の基準となるべき者は一般人であると解すべきである。

(三) 本件情報ーないし一〇についての判断の誤り

(1) 本件情報一について

原判決は、金市舘で稼働するM&Cカードシステムで使用する磁気カード(アミックカード)のフォーマットとして控訴人が被控訴人に開示した内容(甲第六号証)において、磁気ストライプフォーマットが、カード番号を一二桁目から二四桁目に、ポイント情報を二六桁目から三七桁目に書き込むというものであったと認定し、該認定に基づいて、控訴人が本件情報ーを被控訴人に開示したとは認められないとの判断をした。

しかしながら、磁気ストライプフォーマットに関する開示の内容(甲第六号証〇八五頁)においては、クレジットカードに採用されている磁気ストライプフォーマットが前提となっていることが示されており、カード番号(会員番号)を一二桁目から二七桁目に、累計ポイント情報を二八桁目以降にそれぞれ書き込む、フォーマット図には直接明示されていないものの、被控訴人に対し説明され、開示されていたものである。このことは、被控訴人作成の仕様書抜粋(甲第一四号証)Fー九一三頁、同Fーーーー頁、同Fー八一一頁に、カード番号が平月二五日時点で一六桁から一三桁に変更されたことを示す手書きの書込みがあることからも明らかである(磁気ストライプフォーマットにおいて、カード番号を一二桁目から書き込む場合、カード番号が一三桁なら二四桁目まで、一六桁なら二七桁目までに書き込むことになる。)。

したがって、原判決の前記認定判断は誤りである。

(2) 本件情報一の2について

原判決は、クレジットカードの標準化に関する研究報告書である乙第 ·号証に基づき、磁気カードの磁気ストライプに最新使用年月日を書き込むこと が昭和五三年三月には公知の技術であったと認定し、かつ、最新使用年月日は、原 判決の認定に係る公知のカードポイントシステム(原判決九二頁七行目から九三頁 九行目まで)において、最新更新年月日に他ならないから、本件情報一の2は、本 件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たるとし、本件情報一の 2が、カードポイントシステムに関するものではない他の公知情報から容易に想到 し得ると判断した。

しかしながら、クレジットカードにおける最新使用年月日は、カード 自体の使用年月日であり、カードポイントシステムにおける累計ポイントの更新が 行われた日である最新更新年月日とは、目的、機能を異にするものであるから、こ れを同一とした認定自体が誤りであるのみならず、クレジットカードの標準化に関 する研究報告書である乙第一一号証には、カード番号、累計ポイント及び累計ポイントの最新更新年月日の三つの個別情報を書き込むことは記載されておらず、カー ドポイントシステムにおいて、このような各情報を組み合せることについて、小売業者に損失を与えることなく導入できるかという点まで考慮すれば、一般人やPOS端末機製造販売業者にとって、これを組み合せることが容易に想到し得るものと は到底いえるものでなく、小売業の経験と、営業の試行錯誤という時間とコストを かけた蓄積を有する控訴人において初めて獲得できた情報である。

加えて、前記(二)のとおり、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱い がなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきであって、原判決が、この点の判断を経ずして、漫然と本件情報一の2が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たるとしたことも誤りである。前示のような各情報を組み合せることは、その推考に時間と費用がかかるものであり、かつ、控訴人は、この組み合せに係る情報一の2の開示に当たっては機密保持 契約を締結しており、企業間では機密として取り扱われていたものである。

したがって、原判決の前記認定判断は誤りである。

(3) 本件情報一の3について 原判決は、クレジットカードの標準化に関する研究報告書である前記 一号証、銀行のキャッシュディスペンサに関する論稿である乙第二二号証及 び銀行における預金の出し入れを想定した発明に係る公開特許公報である乙第三九 号証の各記載と、前記公知のカードポイントシステムを併せ考えると、本件情報一 の3は、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たるとし、本 件情報一の3が、カードポイントシステムに関するものではない他の公知情報から 容易に想到し得ると判断した。

るのに認到し付ると判断した。 しかしながら、標準的なクレジットカードの仕様又は銀行取引に係る公知情報とカードポイントシステムとを結び付けることは、控訴人の有する小売業の経験と、営業の試行錯誤という時間とコストをかけた蓄積がなければなし得ないことであり、一般人やPOS端末機製造販売業者にとって、これを結び付けること が容易に想到し得るものとは到底いえるものでない。

のみならず、前記(二)のとおり、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきところ、このような銀行取引に関する情報とカードポイントシステムとを結び付けることは、前記のとおり、その推考に時間と費用がかかるものであり、かつ、控制をは、からなける情報の関ラに出た。または機会保持初める特殊しており、 訴人は、かかる結合情報の開示に当たっては機密保持契約を締結しており、企業間 では機密として取り扱われていたものである。

したがって、原判決の前記認定判断は誤りである。 (4) 本件情報ニ、七及び七の2について 原判決は、銀行のキャッシュディスペンサに関する論稿である乙第一 二号証及び現金自動支払機等、金融機関におけるATM機等に関する発明に係る公 即はないおった。スプ第二十日証の名記載し、前記の知のも、ドポインとは、スプ 開特許公報である乙第二六号証の各記載と、前記公知のカードポイントシステムを 併せ考慮すると、本件情報二、七及び七の2は、本件契約第五条一項但書②の「公 知または公用の情報」に当たるとし、本件情報二、七及び七の2が、カードポイン トシステムに関するものではない他の公知情報から容易に想到し得ると判断した。 しかしながら、このような銀行取引に係る公知情報とカードポイント

システムとを結び付けることは、控訴人の有する小売業の経験と、営業の試行錯誤

という時間とコストをかけた蓄積がなければなし得ないことであり、一般人やPO S端末機製造販売業者にとって、これを結び付けることが容易に想到し得るものと は到底いえるものでない。

のみならず、前記(二)のとおり、公知情報から容易に想到し得る情報 であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取 扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべ きところ、このような銀行取引に関する情報とカードポイントシステムとを結び付 けることは、前記のとおり、その推考に時間と費用がかかるものであり、かつ、控 訴人は、かかる結合情報の開示に当たっては機密保持契約を締結しており、企業間 では機密として取り扱われていたものである。

したがって、原判決の前記認定判断は誤りである。

本件情報三及び八について

原判決は、ポイントシステムとは関係のない発明に係る公開特許公報 又は公告に係る特許公報である乙第一三、第一四号証、第三一ないし第三五号証の 各記載と、前記公知のカードポイントシステムを併せ考慮すると、本件情報三及び 八は、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たるとし、本件 情報三及び八が、カードポイントシステムに関するものではない他の公知情報から

容易に想到し得ると判断した。 しかしながら、このような公知情報とカードポイントシステムとを結 び付けることは、一般人やPOS端末機製造販売業者において容易に想到し得るも

のとは到底いえるものでない。 のみならず、前記(二)のとおり、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべ きところ、前記のようなポイントシステムと関連のない情報とカードポイントシス テムとを有機的に結び付けることは、控訴人の時間と費用とをかけた試行錯誤の結 果として生まれたものであり、かつ、控訴人は、かかる情報の開示に当たっては機 密保持契約を締結しており、企業間では機密として取り扱われていたものである。

原判決は、誤操作等を考えると、累計ポイントを購入と関係なく加減 算することができることが必要であることはありふれたものであるとして、かかる 必要性を経験則として認定し、これと、前記公知のカードポイントシステムを併せ 考慮すると、本件情報五及び九は、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用 の情報」に当たるとし、本件情報五及び九が、カードポイントシステムに関するものではない他の公知情報から容易に想到し得ると判断した。

よりによる。 しかしながら、カードポイントシステムにおいて、購入と関係のない 累計ポイントの加減算は、誤操作の可能性があるから必要なのではなく、従業員の 不正の問題が常につきまとうから、信頼性確保のうえでは、このような加減算をし ないことが原則であるが、顧客へのきめ細かい対応が可能となるシステムとして、 累計ポイントに加減算を行うよう結合することが必要となるのであり、 結合は、一般人やPOS端末機製造販売業者において容易に想到し得るものとは到 底いえるものでない。

のみならず、前記(二)のとおり、公知情報から容易に想到し得る情報 その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取 扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべ きところ、前記のような累計ポイントに対する加減算は、控訴人が時間と費用をか けて結合させてきたものであり、かつ、控訴人は、かかる情報の開示に当たっては 機密保持契約を締結しており、企業間では機密として取り扱われていたものであ る。

したがって、原判決の前記認定判断は誤りである。 本件情報六について

原判決は、コンピュータによる情報処理において、バッチ処理とバッ クアップが極めてありふれた技術であると認定し、本件情報六が本件契約第五条一 項但書②の「公知または公用の情報」に当たるとし、本件情報六が、カードポイン トシステムに関するものではない他の公知情報から容易に想到し得ると判断した。 しかしながら、バッチ処理やバックアップ自体が当たり前の技術であ るとしても、それのみでは何時、何をバッチ更新するかという点についての解決は 得られない。右のようなコンピュータ上の技術処理と、売上時、返品処理時、ポイント強制処理時、ポイント発券処理時に、カード番号などとともに磁気カードに書き込んだ累計ポイントをホストコンピュータに送信するということとを結合させることは、一般人やPOS端末機製造販売業者において容易に想到し得るものとは到底いえるものでない。

のみならず、前記(二)のとおり、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきところ、前記のようなコンピュータ上の技術処理と、バッチ更新の時期・内容とは、控訴人が時間と費用をかけて結合させてきたものであり、かつ、控訴人は、かかる結合情報の開示に当たっては機密保持契約を締結しており、企業間では機密として取り扱われていたものである。

したがって、原判決の前記認定判断は誤りである。

(8) 本件情報一〇について

原判決は、金融機関が発行する金券類似のスタンプをICカードに記録するサービスに関する実験報告書である乙第一六号証の記載から、磁気カードに書き込まれている情報を照会し、照会結果をプリンタでレシート上に印字することは、昭和六三年三月には公知の技術であったということができ、また、ホストコンピュータのバックアップ用ポイントファイル情報への照会は、磁気カードに書きまれている情報の照会に代わるもので、これと同趣旨のものであって、このこと、前記公知のカードポイントシステムを併せ考慮すると、本件情報一〇は、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たるとし、本件情報一〇が、カードポイントシステムに関するものではない他の公知情報から容易に想到し得ると判断した。

しかしながら、右のような銀行取引に関連してのみ形成された公知情報とカードポイントシステムとを結合させることは、一般人やPOS端末機製造販売業者において容易に想到し得るものとは到底いえるものでない。

のみならず、前記(二)のとおり、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解するとところ、前記のようなポイントシステムと関連のない情報とカードポイントシステムと関連のない情報とカードポイントシステムとではまりに結合させることは、控訴人の時間と費用とをかけた試行錯誤の結果として生まれたものであり、特に屋上屋を重ねるようにも見えて決して当たり前のことではないバックアップ用ポイントファイル情報への照会・結果の印字を可能とすることは、その結合が、顧客への洗練された対応ができるシステムとして有機のに当たっては機密保持契約を締結しており、企業間では機密として取り扱われていたものである。

したがって、原判決の前記認定判断は誤りである。

2 争点2 (被控訴人に本件契約第八条に違反する行為があったか) について前記1の(一)のとおり、本件契約は、控訴人が被控訴人に対し、POS端末機製造のために必要な特許権・実用新案権等の工業所有権(出願中の権利を含む。) その他のノウハウを開示し、その使用を導入先(金市舘)に限定して許諾るノウハウの実施許諾(ライセンス)契約と、製造されたPOS端末機を導入先のみ限定して販売することを許諾する販売許諾契約とから構成される契約である。そして、本件契約第八条は、控訴人・被控訴人間において、右POS端末機製造にために必要な特許権・実用新案権等の工業所有権の使用を導入先(金市舘)以外に対しては禁止し、対世的効力をもつ特許権又は実用新案権と同内容の拘束を契約によりもたせて、これを「出願する権利」と規定し、開示機密情報を含むノウハウを保護しようとしたものである。

原判決の認定判断は、右の点を看過したものであって、経験則に反する誤りがあるものである。

三 被控訴人の主張

1 控訴人の主張1に対して

(一) 本件契約がノウハウの実施許諾(ライセンス)契約であるとの主張は 争う。

本件契約は、控訴人が、そのカードポイントシステムであるM&Cカードシステムを金市舘に販売するに際し、控訴人自身は本来POSシステムメーカー

ではなく、金市舘の使用するPOSシステム上でM&Cカードシステムが稼働する ようにPOSシステムを改造する技術を有していないため、被控訴人に対し、金市 舘の使用するPOSシステムの改造を依頼する趣旨の契約であり、そのために改造 の仕様を被控訴人に示したものである。被控訴人は、本件契約に基づいて控訴人の M&Cカードシステムを自ら販売するものではなく、実施許諾契約に当たらないこ とは明白である。

本件契約において、被控訴人が控訴人に対しロイヤリティの支払をすることになってはいないが、それは、右の本件契約の趣旨からして当然のことであり、 控訴人・被控訴人間にロイヤリティ支払の合意がないことが、本件契約

- 控訴人は、本件契約がノウハウの実施許諾契約であることを前提とし 本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」についての原判決の判 断を非難するが、ノウハウの実施許諾契約を前提としても、公知・公用情報に関する原判決の理解は当然のことであり、まして、本件契約がノウハウの実施許諾契約 であるとの主張自体が誤りであるから、この点についての控訴人の主張は全く根拠 がない。
- 控訴人は、本件情報ーないし一〇についての原判決の認定判断が誤り であると主張するが、理由がない。

本件情報一については、控訴人の開示の内容(甲第六号証、乙第二五号証)において、累計ポイント情報が二六桁目から三七桁目に書き込まれるとされて いることは明白であって、控訴人が本件情報一として主張するものには当たらな

その余の本件情報に関しても、その内容は公知の技術であり、控訴人の 主張は、公知・公用情報の意義を極端に狭く解することに基づくものであるが、右 (二)のとおり、公知・公用情報に関する控訴人の主張は失当である。

控訴人の主張2に対して

控訴人の主張は、本件契約がノウハウの実施許諾契約であることを前提とする点で既に誤りであり、また、本件契約に係る契約書の文言に反することも明ら かであって、その主張を裏付けるものはない。 第三 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。

その理由は、次のとおり加入、訂正し、控訴人の当審における主張に対し後 記二のとおり判断するほかは、原判決事実及び理由欄の「第四 当裁判所の判断」 と同じであるから、これを引用する。

- 原判決七九頁九行目の「二四桁目に、」の次に「ダミーの二五桁目を置い て、」を加える。
- 2 同八二頁五行目の「続く二五桁目以降には更新ポイントが書き込まれてい るから、」を「続く二五桁目はダミー、二六桁目以降にはポイント情報が書き込ま れているから、」に改める。
  - 3 同九八頁一行目の「後挿入」を「誤挿入」に改める。
  - 控訴人の当審における主張に対する判断
    - 争点1(被控訴人に本件契約第五条に違反する行為があったか)について 控訴人の主張1の(一)、(二)について

本件契約第五条一項但書2の「公知または公用の情報」に、公然と知ら れ、又は公然と実施されている情報から容易に想到し得る情報が含まれるものと解 すべきこと、また、「公知または公用」の基準となるべき者はPOSシステム又は POS機器の製造販売業者であると解すべきことは前示(原判決七七頁四行目から

七八頁七行目まで)のとおりである。 控訴人は、本件契約につき、控訴人が被控訴人に対し、POS端末機製造のために必要な特許権・実用新案権等の工業所有権(出願中の権利を含む。)そ の他のノウハウを開示し、その使用を導入先(金市舘)に限定して許諾するノウハ ウの実施許諾(ライセンス)契約と、製造されたPOS端末機を導入先にのみ限定 して販売することを許諾する販売許諾契約とから構成される契約であるとしたうえ で、ノウハウ実施許諾契約書の秘密保持条項においては、除外事由とされる公知・ 公用情報の意義に関し、公然と知られ、又は公然と実施されている情報から容易に 想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企 業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、除外事由たる公知情報に含まれる旨主張するが、本件契約を、特許権等、いわゆる工業所有権の実施許諾契約に対応するようなノウハウの実施許諾契約と解することは、次のとおりできないから、控訴人の右主張は、その前提を欠き、その点において既に失当である。

すなわち、甲第三〇号証によれば、控訴人と金市舘は、M&Cカードシステムの金市舘への導入・稼働に関する契約を締結し、該契約に基づき、控訴人は、金市舘にシステム・ノウハウたるM&Cカードシステムの非独占的使用を支払うことが認められるから、システムを金市舘は、控訴人に対し、導入サポート料として五〇〇万円、システムを使用ないることが認められるから、が見かられるのの方である。他方、本件契約は、前示(原判決五頁四行のがあることは明白である。他方、本件契約は、前示(原判決五頁四行となが表するに当たって、金市舘の使用するPOS機器上でM&Cカードシステムが行るに当たって、金市舘の使用するPOS機器上でM&Cカードシステムが利益を表するに対応するPOS機器とであり、甲第一号証が表するに対して、締結されたものであり、甲第一号証が表するに対して、統結されたものであり、甲第一号証が表するに対して、統結されたものであり、中等によるであり、本POS機器)を表示銘に販売することを控訴人が認めることが、本件契約の目的とされていることを控訴人が認めることが、本件契約の目的とされている。

右事実関係に前掲甲第一号証及び弁論の全趣旨を併せ考えれば、本件契約は、控訴人が、M&Cカードシステムを金市舘に販売するために、それに有欠なM&Cカードシステム対応のPOSシステムが稼働するPOS機器を金市宿に取存のPOSシステムが稼働するPOS機器を金市宿にのPOSシステムが稼働するPOS機器の製造(又は既存のPOS機器の製造ないし改造を行うために必要なM&Cカードシステムの仕様の開示、及び秘密保持等のこれに関連する事項その他必要な事項を定めたものと認められ、後控訴人が、その独自の計算により、控訴人の有する何らかのノウハウを実あると被控訴人が、その独自の計算により、控訴人の有する何らかのノウハウを実あるとを認めると解することはできない。本件契約書(甲第一号証)会の「甲(注、控訴人)は、乙(注、被控訴人)に対し、・・・製造の上株式り金市舘に販売をすることを認める。」との記載は、右認定判断を左右するに足りるものではない。

また、本件契約において、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に、公然と知られ、又は公然と実施されている情報から容易に想到し得る情報が含まれるものと解しても、格別契約当事者の合理的意思に反する結果となるものとは認められない。

したがって、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」には、公然と知られ、又は公然と実施されている情報から容易に想到し得る情報が含まれるものと解すべきである。

(二) 控訴人の主張 1の(三)について

(1) 控訴人が、被控訴人に対し本件情報一に該当する情報を開示したと認めることができないことは、前示(右一の1、2の加入訂正後の原判決七八頁九行目から八四頁八行目まで)のとおりである。

(2) 本件情報一の2が本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情

報」に当たるものと認められることは、前示(原判決八七頁五行目から九五頁六行 目まで)のとおりである。

控訴人は、乙第一一号証記載のクレジットカードにおける最新使用年月日がカードポイントシステムにおける累計ポイントの最新更新年月日と目的、機能を異にするものであり、また、カード番号、累計ポイント及び累計ポイントの最新更新年月日の三つの個別情報を組み合せることについて、小売業者に損失を与えることなく導入できるかという点まで考慮すれば、同号証記載の技術と公知の合せを組み合せるが、一般人やPOS端末機製造販売業者にとって、容易に想到し得るものとはが、カードポイントシステムにおける累計ポイントの最新でに出当するものが、カードポイントシステムにおける累計ポイントの最新をいえないと主張するが、カードポイントシステムにおける累計ポイントの最新を記載の技術を公知のカードポイントシステムにおけるまた、同号証記載の技術を公知のカードポイントシステムに割し得るものではないとする理由については具体性を欠き、控訴人の主張はいずれも採用することができない。

また、控訴人は、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきであることを前提として、本件情報一の2が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たらない旨主張するが、右前提が失当であることは、前示(一)のとおりである。

控訴人は、乙第一一、第二二号証記載の技術と公知のカードポイントシステムとを結び付けることが、一般人やPOS端末機製造販売業者にとって、容易に想到し得るものとはいえないと主張するが、POSシステム又はPOS機器の製造販売業者に関して、その理由とすることは具体性を欠き、右主張を採用することはできない。

また、控訴人は、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきであることを前提として、本件情報一の3が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たらない旨主張するが、右前提が失当であることは、前示(一)のとおりである。

(4) 本件情報二、七及び七の2が本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たるものと認められることは、前示(原判決九八頁七行目から一〇四頁末行まで)のとおりである。

短訴人は、乙第一二、第二六号証記載の技術と公知のカードポイントシステムとを結び付けることが、一般人やPOS端末機製造販売業者にとって、容易に想到し得るものとはいえないと主張し、また、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきであることを前提として、本件情報二、七及び七の2が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たらない旨主張するが、いずれの主張も採用できないことは、右(3)と同様である。

(5) 本件情報三及び八が本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たるものと認められることは、前示(原判決一〇五頁三行目から一一五百六行目まで)のとおりである。

原式でするのとおりである。 控訴人は、乙第一三、第一四号証、第三一ないし第三五号証記載の各 技術と公知のカードポイントシステムとを結び付けることが、一般人やPOS端末 機製造販売業者にとって、容易に想到し得るものとはいえないと主張し、また、公 知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきであることを前提として、本件情報三及び八が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たらない旨主張するが、いずれの主張も採用できないことは、右(3)と同様である。

(6) 本件情報五及び九が本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の

情報」に当たるものと認められることは、前示(原判決一一八頁二行目から九行目 まで)のとおりである。

控訴人は、カードポイントシステムにおいて、購入と関係のない累計 ポイントの加減算は、誤操作の可能性があるから必要なのではなく、信頼性確保の うえでは、このような加減算をしないことが原則であるが、顧客へのきめ細かい対 応が可能となるシステムとして、累計ポイントに加減算を行うよう結合することが 必要となるのであり、このような結合は、一般人やPOS端末機製造販売業者にお いて容易に想到し得るものではないと主張するが、誤操作に対する対処を挙げたこ とが単なる例示であって、控訴人主張のような必要性を排除する趣旨ではないこと、また、誤操作に対する対処としても購入と関係のない累計ポイントの加減算が 必要であることは、いずれも明らかである。そして、右のような必要性のため、累計ポイントに購入と関係のない加減算ができるようしておくことは、POSシステ ム又はPOS機器の製造販売業者にとって容易に想到し得るものと解すべきであ り、控訴人の右主張は採用できない。

また、控訴人は、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされて いないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきであるとし て、本件情報五及び九が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」 に当たらない旨主張するが、右前提自体が失当であることは前示(一)のとおりであ るのみならず、右のような累計ポイントに購入と関係のない加減算ができるようしておくことは、前示公知のカードポイントシステムそのものにおいても、ありふれた技術であると認められるから、控訴人の右主張も採用することができない。

(7) 本件情報六が本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」

に当たるものと認められることは、前示(原判決――九頁二行目から―二〇頁一行 目まで)のとおりである。

控訴人は、バッチ処理やバックアップのようなコンピュータ上の技術 売上時、返品処理時、ポイント強制処理時、ポイント発券処理時に、カー ド番号などとともに磁気カードに書き込んだ累計ポイントをホストコンピュータに送信するということとを結合させることは、一般人やPOS端末機製造販売業者において容易に想到し得るものではないと主張するが、該主張に係るバックアップ処理の時期や対象となる情報が、カードポイントシステムにおいて、格別のものとは 到底認められず、POSシステム又はPOS機器の製造販売業者にとって容易に想 到し得るものと解すべきであり、控訴人の右主張は採用できない。

また、控訴人は、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、その推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされていないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきであることを前提として、本件情報が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報に対して、本件情報が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報に対して、本件情報が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報として、本件情報が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報として、本件情報が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報として、本件情報が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報として、本件情報が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報といる。 報」に当たらない旨主張するが、右前提自体が失当であることは、前示(一)のとお りである。

本件情報一〇が本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情 報」に当たるものと認められることは、前示(原判決一二〇頁五行目から一二一頁 九行目まで)のとおりである。

控訴人は、乙第一六号証記載の技術と公知のカードポイントシステム とを結合させることが、一般人やPOS端末機製造販売業者にとって、容易に想到 し得るものとはいえないと主張するが、POSシステム又はPOS機器の製造販売 業者に関して、その理由とすることは具体性を欠き、右主張を採用することはでき ない。

また、控訴人は、公知情報から容易に想到し得る情報であっても、 の推考に時間と費用を要することがないか、又は企業間で秘密の取扱いがなされて いないと判断される場合に限って、公知の情報に含まれると解すべきであることを前提として、本件情報一〇が、本件契約第五条一項但書②の「公知または公用の情報」に当たらない旨主張するが、右前提自体が失当であることは、前示(一)のとおりである。なお、この点に関して、控訴人は、バックアップ用ポイントファイル情報への照会・結果の印字を可能とすることが、格別の意義を有するかのようには、 するが、そのような構成の技術的意義を明らかにする証拠はなく、そうであれば、 右(原判決一二一頁三行目の「また、」から七行目の「ものである。」まで)のと おり、磁気カードに書き込まれている情報の照会に代わるもので、該照会と同趣旨 のものと解するのが相当であり、取り立てて格別のものと認めることはできない。

- (9) したがって、控訴人が、本件情報一ないし一〇について、原判決の判断の誤りと主張する点は、いずれも理由がない。

の主張は、同条の文言から到底導き得ないものであることが明白である。 したがって、控訴人の右主張は失当である。 三 以上によれば、原判決は正当であって、本件控訴は理由がないから、これを 棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法六一条、六七条一項本文を適 用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第一三民事部

裁判長裁判官 田中康久

裁判官 石原直樹

裁判官 清水 節